

青森県報

第三千七百十三号

平成二十五年
七月五日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則……………	(都市計画課) ……	一
告示		

生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………

生活保護法による指定施術者の休止の届出……………

児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所

支援事業の廃止の届出……………

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………

建設業者の許可の取消し……………

右 同……………

右 同……………

右 同……………

右 同……………

出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………

(県 上 北 地 民 局 域) ……

(同) ……

(県 上 北 地 民 局 域) ……

(同) ……

(県 西 北 地 民 局 域) ……

(同) ……

(県 三 八 地 民 局 域) ……

(同) ……

(中 南 地 民 局 域) ……

(同) ……

(商 工 政 策 課) ……

(同) ……

(政 策 課) ……

(同) ……

(健 康 福 祉 課) ……

(同) ……

(障 害 福 祉 課) ……

(同) ……

人事委員会

人事委員会規則一四一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則…(職員課)…五

規 則

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十号

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則

青森県景観条例施行規則(平成八年三月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号及び第九号を次のように改める。

八 公益社団法人あおもり農林業支援センター

九 公益財団法人青森県フェリー埠頭公社

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	新郷村国民健康保険 新郷診療所	三戸郡新郷村大字戸来字中野平 一七の一	平成二五・六一
変更後	新郷村国民健康保険 診療所		

青森県告示第五百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施設者から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	休止年月日
若崎 恵	三戸郡三戸町大字梅内字桐萩二四四の三リブレ ハウス長根D	平成二五・三・二七
阿子島 理保	青森市大字筒井字八ッ橋五一の九	二五・六・一九

青森県告示第五百六十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十四第二号の規定により公示する。

平成二十五年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者

障害児通所支援の種類

障害児通所支援事業

廃止年月日

名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	児童発達支援	はあと	弘前市大字熊嶋二丁目一八三の二	平成二五・六・三〇
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	放課後等デイサービス	はあと	弘前市大字熊嶋二丁目一八三の二	〃
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	保育所等訪問支援	はあと	弘前市大字熊嶋二丁目一八三の二	〃

青森県告示第五百六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十五年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	児童発達支援	はあと	弘前市大字熊嶋二丁目一八三の二	平成二五・七・一
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	放課後等デイサービス	はあと	弘前市大字熊嶋二丁目一八三の二	〃
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	保育所等訪問支援	はあと	弘前市大字熊嶋二丁目一八三の二	〃

公

告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 宮地邦明	変更無し	変更後	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗	平成 二五・三三
-----	--	------	-----	---	-------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 宮地邦明	変更無し	変更後	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗	平成 二五・三三
-----	--	------	-----	---	-------------

株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東 二十丁目一の一〇一 代表取締役 鶴羽樹	変更無し	
株式会社長吉屋 三沢市松園町三丁目二の七 代表取締役 吉田憲司	変更無し	

四 届出年月日

平成二十五年六月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三戸町役場

2 期間

平成二十五年七月五日から同年十一月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年十一月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

4 言語

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 三上建設株式会社

二 代表者の氏名 三上 一治

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字宮地字宮本一九二の二六

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二) 第一七二〇三号

五 取消年月日 平成二十五年六月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装工業に係る一般建設業の許可
平成二十五年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 オオクボ塗装工業所

二 氏名 大久保 良美

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字八太郎山一〇の一〇七

四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇) 第三〇〇一六四号

五 取消年月日 平成二十五年六月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

塗装工業に係る一般建設業の許可
平成二十五年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 拓興業

二 氏名 三上 康拓

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字末広町二九の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二四) 第四〇〇三二七号

五 取消年月日 平成二十五年六月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

大工工業に係る一般建設業の許可
平成二十五年六月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社岡建設

二 代表者の氏名 岡山 孝

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字塔ノ沢山三二五の三

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二) 第一三三三七号

五 取消年月日 平成二十五年六月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社大阪
- 二 代表者の氏名 大坂 義春
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字八斗沢字八斗沢一九一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二三）第一〇一九二号
- 五 取消年月日 平成二十五年六月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十五年六月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、下砂土路土地改良区の定款の変更を平成二十五年六月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年七月五日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、大浦土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

- 一 縦覧に供する書類
 - 1 土地改良事業計画書の写し
 - 2 定款の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十五年七月八日から同年八月五日まで
- 三 縦覧の場所
七戸町役場及び東北町役場

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

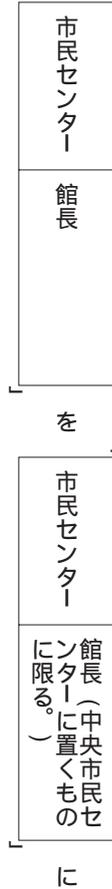
平成二十五年七月五日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

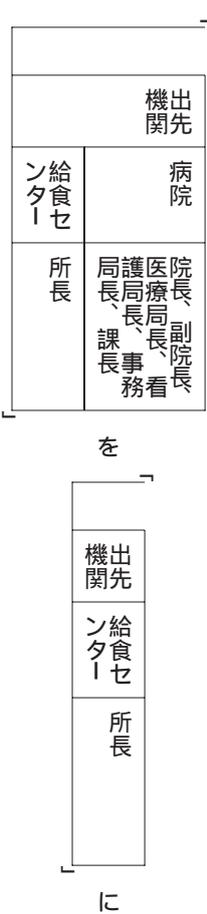
人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一青森市の項中

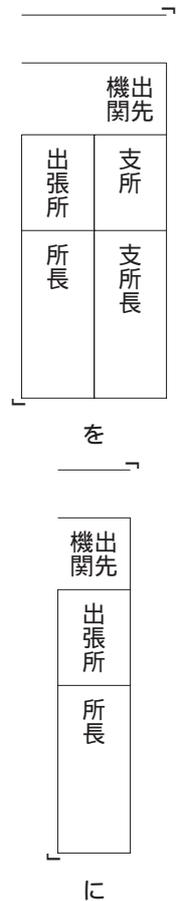


改め、同表弘前市の項中「局長」及び「検査室長」を削り、「法規、予算、人事、事務管理、庁中取締り」を「事務管理、人事、法規、予算、庁舎管理」に、「法規係長、財政係長、研修厚生係長、職員係長、庁舎係長」を「主幹(事務管理、人事、法規、予算担当)、財産係長」に、「事務管理担当、主査(秘書)」を「秘書、事務管理、人事、予算担当」、主査()に、「教育総務課課長補佐(人事担当)」を「室長(課に置く室に置くものを除く。)、教育政策課課長補佐、学務健康課課長補佐」に、「教育総務課総務係長、人事係長」を、「教育政策課総務係長」に、「清掃事業所」を「環境事業所」に改め、同表八戸市の項中「(職員団体)」を「(人事担当)、主査(職員団体)」に、「場長」を「市場長」に改め、同表十和田市の項中「法規、秘書、人事」を「事務管理、法規、人事、秘書」に、「行政文書係長、職員係長」を「法制文書係長、人事研修係長」に、

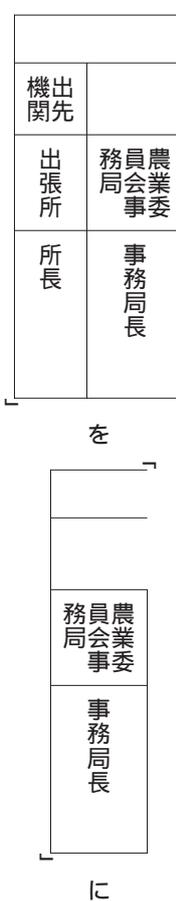


改め、同表むつ市の項中「総括主幹(法規担当)」を削り、「主幹(人事)」を「主幹(法規、人事)」に、「人事、予算」を「予算」に、「法規」を「法規、人事、」に、「課長、主幹」を「課長、総括主幹」に改め、同表つがる市の項中「法規」の下に「秘書」を加え、「秘書室室長補佐」を削り、「教育長」の下に「教育部長」

を加え、



改め、同表平内町の項中「課長」を「課長、防災管理監」に、「事務管理」を「予算」に、「予算」を「人事」に改め、「総務課課長補佐(人事担当)」を削り、同表鱒ヶ沢町の項中「室長」及び「政策推進課副参事(財政・行政改革担当)」を削り、同表藤崎町の項中



改め、同表野辺地町の項中「企画財政課」を「財政課」に改め、「総務課総括主幹(人事担当)」を削り、同表東北町の項中「課長補佐」を「副参事」に改め、同表おいらせ町の項中「財政課課長補佐」を「企画財政課課長補佐(予算担当)」に改め、同表風間浦村の項中「会計管理者、課長」を「会計管理者」に改め、同表階上町の項中「総務グループリーダー」を「庶務グループリーダー、財政グループリーダー」に改め、同表三戸郡町村会館管理組合の項を削り、同表中部上北広域事業組合の項中「松風荘園長」を削り、同表下北地域広域行政事務組合の項中「事務局長」の下に「事務局次長」を加え、同表上北地方教育・福祉事務組合の項中「からまつ寮園長」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------